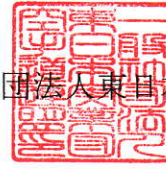


(一社) 東実空連総第 EJ21001 号
令和 3 年 5 月 2 日

団体会員 各位
個人会員 各位

一般社団法人東日本実業団空手道連盟
総務部 宮川幸二



令和 3 年 5 月度事業延期のお知らせ

時下、日頃より当連盟の活動にご支援ご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の変異株が猛威を振るい始め、新規感染者数が増加の一途を辿り、第 3 波以上になると懸念されており、1 都 3 県の他、関西に 3 回目の緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言を受け、各スポーツ施設の利用制限が掛かり施設の利用が出来ない状況に御座います。

当連盟より令和 3 年度の事業計画をお知らせいたしましたが、今回 5 月度の事業を 6 月以降に延期致します。

緊急事態宣言が予定通り解除されるかもしれませんが、このまま感染者数が増えると更なる延長も考えられます。

緊急事態宣言解除後に改めて、事業再開のお知らせを致しますので、会員の皆様におかれましては、ご不便とご迷惑をお掛け致しますが、ご理解の程宜しくお願い致します。

新型コロナウイルス感染症の変異株が流行し始めております、会員の皆様におかれましては、感染予防に努めて頂き、健康には十分お気を付け頂き、ご自愛ください。

宜しくお願い致します。